

国土交通省
環境省 令第一号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される第十七条の規定に基づき、自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月二十七日

国土交通大臣 北側 一雄

環境大臣 小池百合子

自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法を定める省令の一部を改正する省令

自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法を定める省令

国土交通省
環境省 令第二号）の一部を次のように改正する。
（平成十四年

第一条第一項中「計画を」の下に「、三年から五年程度の計画期間ごとに」を加え、同条第二項中「三年から五年程度の将来の」を「計画期間が満了する」に改め、同条第三項中「なった日」の下に「又は計画期間が満了した日」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に改正前の第一条第一項の規定により提出された計画における同条第二項に規定する目標年次の最終日は、改正後の第一条第三項の計画期間が満了した日とみなす。

第三条 前条の規定により改正後の第一条第三項の計画期間が満了した日とみなされる日が平成十八年五月三十一日以前である計画を提出した特定事業者については、同項中「特定事業者に該当することとなった日又は計画期間が満了した日から三月以内」とあるのは「平成十八年八月三十一日まで」と読み替えるものとする。